

3. 運営推進会議について

地域密着型サービス事業所は、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスの質の確保を図ることを目的とし、提供しているサービス内容等を明らかにするため、「運営推進会議」を設置及び開催しなければなりません。

▶ 詳細はこちらを確認してください。



1 構成員

- 利用者、利用者の家族
- 地域住民の代表者
民生委員や町内会役員、老人クラブの代表者等
- 地域包括支援センターまたは市町職員
事業所が所在する市町の地域包括支援センター職員や市町介護保険担当課職員
- サービスに対して知見を有する者
他法人の介護事業所の管理者、高齢者福祉事業や認知症ケアに携わっている方等

2 主な議題（例）

- サービスの提供状況や定例行事の実施報告
- 利用者の構成
利用者数、年齢、要介護度等
- 事故・ヒヤリハット報告
- 非常災害対策の取組み
避難訓練の実施報告等
- 地域連携の取組み
地域行事への参加、ボランティアの受入れ等

3 開催頻度

サービス種別	頻度
<ul style="list-style-type: none">● 地域密着型通所介護● (介護予防) 認知症対応型通所介護● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	おおむね 6か月に1回以上
<ul style="list-style-type: none">● (介護予防) 小規模多機能型居宅介護● 看護小規模多機能型居宅介護● (介護予防) 認知症対応型共同生活介護● 地域密着型特定施設入居者生活介護● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	おおむね 2か月に1回以上

※ 同一の日常生活圏域内に所在し、個人情報保護が可能な場合、他の事業所と合同で開催することも可能。

※ 合同で開催する場合、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。

4 会議の公表・報告

運営推進会議の開催後は、会議記録を作成し公表するとともに、知多北部広域連合及び事業所の所在する介護保険担当課への報告が必要です。

なお、他事業所と合同で開催した場合においても、事業所ごとに報告をしてください。



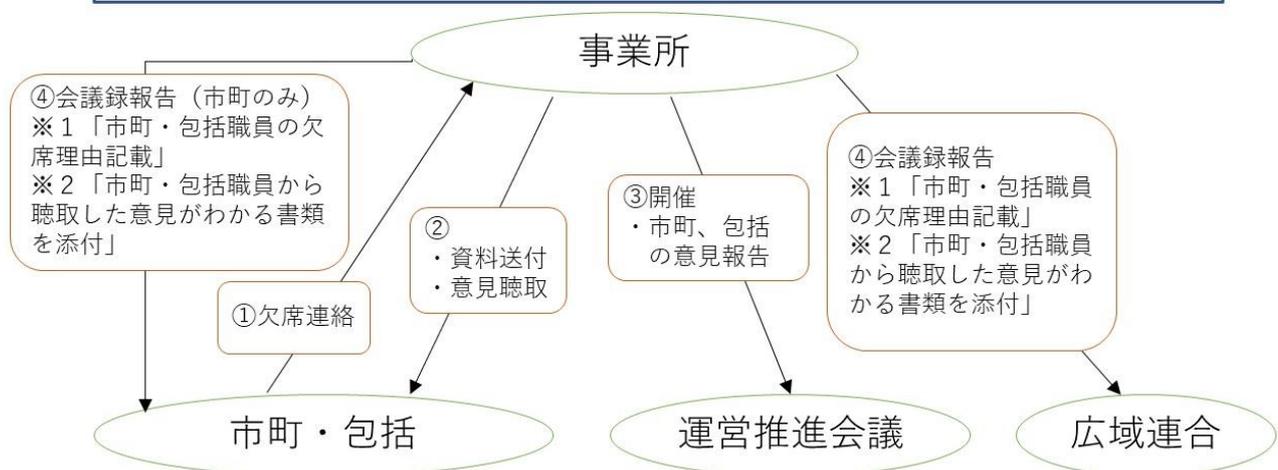
5 会議の開催方法

運営推進会議の開催は対面（テレビ電話装置等を活用したオンラインによる開催も可（※））で行ってください。

なお、地域包括支援センターまたは市町職員が、やむを得ない事情により欠席した場合は、以下の手順どおり進めることで出席したこととみなします。

※ 利用者又はその家族からあらかじめ同意を得ることが必要。

事前に市町又は高齢者相談支援センター職員から欠席連絡があった場合



運営推進会議**当日**に市町又は高齢者相談支援センター職員から欠席連絡があった場合

